

会津若松市住宅用太陽光発電システム等設置補助金
交付申請書類チェック表

確認欄	書 類
	補助金交付申請書（第1号様式）
	補助金交付申請書（第1号様式別紙）→対象システムの設置を確認できるカラー写真 (1) 太陽電池モジュールの設置写真 ①電力を受給している建物の写真、建物の外観が確認できる工事完成後のもの ②太陽電池モジュールの設置状態を示す写真（設置された太陽電池モジュール全ての枚数が確認できるもの※写真でパネルの枚数が確認できない場合は「太陽電池モジュール割付図」又は「4配置図」を添付） (2) 住宅用蓄電池システム又はV2Hの設置状態を示す写真
添付書類 (1)	収入印紙が貼り付けられた工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し ※工事請負契約書等に記載された設置場所と所在地の表記が異なる書類がある場合 → 添付書類(12)が必要
添付書類 (2)	申請者本人の住民票（発行日が申請日より3月以内のもの） ※同世帯に未就労の18歳未満の子どもがいる場合は、子どもの住民票も添付 ※住民票の住所と所在地の表記が異なる書類がある場合 → 添付書類(12)が必要 ただし、第1号様式（第6条関係）において同意した場合は、提出を省略することができる。
添付書類 (3)	電力会社との関係書類 (1) 固定価格買取制度に基づく余剰売電の場合は、電力会社との電力受給契約確認書の写し (2) 固定価格買取制度以外に基づく余剰売電の場合は、電力会社との受給契約を結んだことが分かる書類の写し (3) 自家消費の場合は、系統連系承諾書
添付書類 (4)	住宅の所在を示す地図及び設置場所の付近見取り図
添付書類 (5)	各対象システムの設置に係る領収書及び内訳書の写し（申請者個人が、補助対象経費を支払っていることが確認でき、経費の対象となる項目が分かるもの。）
添付書類 (6)	住宅用太陽光発電システムの公称最大出力の合計値が確認できる書類の写し（蓄電池またはV2H単独での申請の場合は不要）
(該当者のみ)	添付書類 (7) 住宅等の所有者の承諾書（申請者と対象システムが設置された住宅等の使用者が所有者と異なる場合又は共有の場合に限る。）

		住宅等の所有者の承諾書（申請者と対象システムが設置された住宅等の使用者が所有者と異なる場合又は共有の場合に限る。） ※所有者又は共有者全員の承諾が必要
	添付書類 (8)	申請する年度を含む 過去3年分の市税の納税証明書（申請者本人のもの（共有分を含む。）であり、発行日が申請日より3月以内のもの。） （例：令和8年度申請⇒ 令和6、7、8年度の納税証明書） ※申請日時時点で市税の未納がある場合には受付できません（納期末到来分を除く） ※過去3年分の市税の納税証明書が提出できない場合 → 「納税証明書 不添付理由書」の提出が必要 ただし、第1号様式（第6条関係）において同意した場合は、提出を省略することができる。
	添付書類 (9)	対象システムが設置された住宅等の登記簿謄本の写し（発行日が申請日より3月以内のもの。） ・対象システムが自らの住宅に設置されている場合⇒建物の登記簿謄本 ・対象システムが自らの住宅の付帯構造物⇒建物の登記簿謄本 ・対象システムが自らの住宅の敷地に設置されている場合⇒土地の登記簿謄本 住居表示実施地区等の場合 → 添付書類（12）が必要
(該当者のみ)	添付書類 (10)	住宅用蓄電池システム等の設置に係る領収書及び内訳書の写し（第5号に掲げる書類と同一のものである場合には、不要とする。）
	添付書類 (11)	各対象システム等の出荷証明書又は保証書の写し（メーカー名、型番、製造番号等が確認できるもの。） ※国の補助事業の補助対象設備として登録されていること
(該当者のみ)	添付書類 (12)	前各号に掲げる書類に、所在地の表記が異なるものが含まれる場合にあっては、その同一を確認できる書類 ※例・・・「住居番号付番通知書」、「住居番号付番証明書」
(該当者のみ)	<u>補助金交付申請等手続代行届（第5号様式）</u> ※申請者以外の第三者（施工業者）に交付申請等の手続を代行させる場合、提出必要	
	<u>債権者登録申請書</u> ※通帳の写しを添付してください	
(該当者のみ)	<u>納税証明書不添付理由書</u> ※転入などにより過去3年分の市税の納税証明書が提出できない場合、提出必要	

※上表のうち、下線が引かれた書類については、市のウェブサイトから様式（参考様式）をダウンロードできます。

※補助金交付要綱に基づき、上記のほか、市長が必要と認める書類を提出していただく場合があります。